

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 裁決取消等請求上告受理事件
国側当事者・国 (熱海税務署長)

平成24年3月27日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成23年8月2日判決、本資料261号-135・順号11725)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成23年10月26日判決、本資料261号-211・順号11801)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同指定代理人	井越 満

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年3月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田原 睦夫
裁判官 岡部 喜代子
裁判官 大谷 剛彦
裁判官 寺田 逸郎